

令和8年5月市会本会議代表質問

松田けい子議員(山科区)

【身寄りのない高齢者への支援】

山科区選出の松田けい子でございます。平山よしかず議員に続き、公明党京都市議員団を代表し質問いたします。市長並びに関係理事者におかれましては、誠意あるご答弁をお願いいたします。

はじめに、地域全体で支え合う、身寄りのない高齢者への新たな支援の仕組みづくりについて伺います。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050年には65歳以上の男性独居率は26.1%、女性は29.3%に達し、単身世帯化が大きく進むと見込まれています。未婚化・核家族化・親族関係の希薄化が進むなかで、家族に頼れないまま老後を迎える方も少なくありません。こうした社会の変化を踏まえると、身寄りのない高齢者への支援は、一部の特別な人の問題ではなく、これから多くの市民に関わる重要な課題です。

その内容は、単に葬儀や相続の準備にとどまらず、老後の暮らしの支え、入院や施設入所の手続き、認知症時の財産管理、死後の手続きまで、家族に代わって誰が支えるのかが問われており、「家族が担う」という考え方だけでは支えきれない時代になっています。

実際、私がお受けする相談でも「誰にも迷惑をかけたくないが、頼れる身内がない」という将来への不安の声をお聞きしています。だからこそ、終活を葬儀・相続の準備だけにとどめず、判断能力があるうちから、医療・介護・住まい・財産管理・死後事務といった課題について知識を得て、自らの意思を整理し、支えられる人や仕組みに託しておくことが不可欠です。

こうした中、国では、2026年4月3日に閣議決定され、現在国会で審議されている社会福祉法等の改正案の中で、身寄りのない高齢者を支えるための新たな制度整備が進められています。とりわけ注目されるのが、従来の日常生活自立支援事業を発展させた「新日常生活支援事業」であります。この事業では、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に加え、入院時や施設入所時の手続支援、さらには葬儀、納骨、家財処分、公共料金の精算など、これまで制度のはざまに置かれてきた死後事務まで支援の対象に含めようとしています。

また、この制度は、身寄りのない高齢者だけでなく、判断能力が不十分な方や生活に困難を抱える方も対象として想定しており、費用面で不安のある方でも利用しやすい仕組みを目指している点でも重要であります。さらに、市区町村の社会福祉協議会を中心としながら、NPOや民間事業者など多様な主体の参画も視野に入れられており、家族だけに支えを委ねるのではなく、地域全体で支える体制へと転換していこうとするものです。

本市においても、すでに低所得の単身高齢者を対象に、預託金 25 万円で安否確認から死後事務までを支援する「単身高齢者万一あんしんサービス」を実施し、2025 年度からは資産要件の緩和など制度の拡充も図られております。京都市社会福祉協議会においては、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支える「日常生活自立支援事業」や、権利擁護の専門的支援を行う「成年後見支援センター」など、身寄りのない方々を支える取組が積み重ねられてまいりました。

こうした本市の取組は、制度の実績にとどまらず、支援の現場で培われた知見・ノウハウ、そして関係機関との連携の蓄積という点においても、本市の大きな強みであります。今後は、これらを別々に運用するのではなく、利用者の状態の変化に応じて切れ目なくつなぎ、本人の意思確認から入退院時の支援、日常生活支援、権利擁護、そして死後事務までを一体的に支える仕組みへと発展させていくことが重要です。

そこでお伺いいたします。国の社会福祉法改正による新たな公的支援制度の創設を見据え、本市としても、身寄りのない高齢者支援について、例えば、支援を必要とする方がどの程度いるのか、また、今後その担い手となり得る社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、民間事業者等がどの程度存在し、どのような役割分担が可能なのか把握するなど、制度化に向けて今からしっかりと備えを進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

【がん対策充実】

次に、市民の命と健康を守るがん対策についてお伺いします。がんは、生涯で2人に1人がかかる病気であり、市民の誰もが直面しうる身近な課題です。政府統計データによると、がん患者の約4人に1人が15歳から64歳までの現役世代であり、働き盛りの世代が突然がんと診断されたとき、治療への不安はもちろん、仕事や医療費・生活費といった切実な問題にも直面します。自然災害には備えても、2人に1人が罹患するがんへの備えは十分とは言えません。

本市におきましても、がん検診受診率の向上など様々な取組を進めておられますが、今後は検診の受診と同じくらい、「もしがんになった時にどのような行動をとるのか」「どのような準備が必要なのか」を平時から知っておくことが重要です。こうした備えは、いざという時の治療と仕事の両立、利用できる支援制度、職場への相談方法などを周知することで、個人が安心して治療に向き合える環境を作ります。

同時に、企業にとっても貴重な人材の流出を防ぐという、双方にとって価値のある備えを促すこととなります。特に課題となるのが、職域におけるがん対策です。2026年4月1日に施行された、改正労働施策総合推進法において、病気を抱える労働者が治療を継続しながら働き続けられるよう、必要な措置を講じることが事業主の努力義務となりました。

本市は企業の99%以上を中小企業が占めており、産業医が配置されていない小規模な事業所も多く存在します。そのため、健康管理やがんに関する情報提供の仕組みを整えることが、求められる状況にあります。がんと診断された従業員が、治療と仕事の両立に悩み、十分な相談のないまま突然離職に至るケースを防ぐためには、企業側の理解と支援体制の整備が不可欠です。実際、私がお受けした相談でも、治療と仕事の両立について理解を得られず、職場を退職し、その後の生活に苦慮した声などをお聞きしました。

一般社団法人がんと働く応援団が提唱する「がん防災」の考え方のもと、横浜市や大阪市では、現役世代に向けた実践的なマニュアル作成など、官民連携の取組が進められています。横浜市ではさらに、経営者の視点から、従業員ががんと診断された際の初期対応や、治療と仕事の両立支援の進め方をまとめた中小企業向けのマニュアルも作成されています。これらのマニュアルは、経済的備えや職場での両立支援、身近な人への接し方まで、現役世代が直面する課題に寄り添った内容となっています。

本市においても、京都市立病院のがん相談支援センターや、各区の保健福祉センター、さらには「京都産業保健総合支援センター」などの地域資源の情報を盛り込んだ「京都市版」を作成し、市民の皆様幅広く提供することが必要と考えます。あわせて、このマニュアルを活用した市内中小企業への啓発を進めることも、有効な取組であります。

先ほど紹介した横浜市の「中小企業版」のように、経営者が従業員のがん診断後の初期対応や両立支援を平時から知っておくことは、企業にとっても大きな意義があります。本市においても産業観光局と連携し、企業経営者に対してマニュアルを配布することはもちろん、小規模事業者の身近な相談窓口となっている商工会などを通じたきめ細やかな周知を図ることで、従業員の健康を守る「健康経営」の視点から、就業規則の見直しや両立支援の風土づくりを促すことも重要ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。市民の命と暮らし、そして地域経済を支える中小企業を守るため、これまでのがん対策を土台としつつ、「罹患前の備え」という視点もまた、本市のがん対策として欠かせないものと考えます。「がん防災」を本市健康施策の新たな柱として位置づけ、働く現役世代や事業者に向け、がんに罹患したとしても働き続けることのできるよう、がんの治療と仕事の両立を支援する制度をはじめ、有用な情報の発信など、更なる普及啓発についてのご見解を伺います。

【視覚障がい者支援】

障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、障がいの有無にかかわらず、誰もが必要な情報を自らの手段で等しく得られる社会の実現を理念としています。そこで、視覚に障がいのある方の情報取得や意思疎通における ICT 技術の活用を伺います。

視覚に障がいのある方の情報アクセスを支援する手段として、スマートフォンのアプリと位置情報を活用し、オペレーターが周囲の状況を音声で、リアルタイムに伝える「声の視覚情報」を提供する、民間事業者による遠隔サポートサービスがあります。

現在、視覚に障害のある方の外出支援として、同行援護などのサービスがありますが、ガイド不足や事前予約が必要なため、数分から数十分程度の急な困りごとには対応が困難です。一方で、郵便物の仕分け、出先で入り口がわからないとき、買い物中に商品を見分けたい時など、日常生活には、わざわざヘルパーを呼ぶほどではないけれども、その場で誰かの目による支援を必要とする場面が少なくありません。遠隔サポートシステムは、こうした日常生活上の細かなニーズに対応しやすいメリットがあります。

実際に神奈川県厚木市では、2025 年度から、18 歳以上の視覚に障がいのある方を対象に、市が申請内容を審査したうえで専用 ID を交付し、月 2 時間まで公費負担で利用できる支援制度を開始しています。導入前に実施された体験会では、「使ってみたい」「これがあれば助かる」といった声が寄せられたとのことでした。

本市在住の当事者からは、「個人で利用しているが月額 5,500 円の負担があり、一部でも補助があれば助かる」「通帳の残高確認や郵便物の内容把握、親の介護サポートにも活用できており、生活の様々な場面で頼りにしている」との声をお聞きしています。こうした声は、利用にかかる補助制度の創設を切望する当事者の思いを、率直に示しているものと受け止めています。

本市では現在、視覚に障がいのある方に対する意思疎通支援事業として入院時のコミュニケーション支援を実施していますが、入院時のみならず、日常生活の場面にも「声の視覚情報」を届ける ICT 手段を整えることは、現行施策を補完する仕組みとして有効ではないでしょうか。

当事者からは、「スーパーで食べたいパンを選びたくても、商品を手取るたびに周囲の人に尋ねることはできないから、何が入っているかは口にしてからしかわからない。自動販売機でコーヒーを買いたくても、どれがコーヒーかわからない。困っていないからニーズがないのではなく、日々の生活の中であきらめているから、ニーズが上がってこないのです」との声をお聞きしています。こうした声は、日常生活の中に見えにくい困りごとが数多く存在することを示しており、ICT 手段による支援の充実が強く求められています。

当事者の声が示すとおり、支援を必要とする方が声を上げられないまま日常を送っておられる現実があります。こうした課題に応える取組は全国で広がりつつあり、東京都杉並区でも 2026 年 3 月よりモニター募集を通じた導入検討が進められています。同行援護は、視覚に障がいのある方にとって代えがたい支援サービスですが、遠隔サポートシステムは、それを補完する手段として独自の役割を果たすものです。

本市においても、視覚に障がいのある方の日常生活における情報取得と意思疎通を支える新たな ICT 手段である遠隔サポートシステムの調査をはじめ、アプリや AI 技術を活用して日常的な情報アクセスを支援する様々な ICT ツールの情報収集を行い、当事者参加の体験会などを通じて利用ニーズを把握するとともに、分かりやすい情報発信による周知に取り組むなど、全盲や弱視などそれぞれの特性に応じたニーズに対応する ICT 手段の活用促進について検討を進めるべきと考えますが、ご見解を伺います。

以上で、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。